

独立行政法人家畜改良センター契約事務取扱規程
(13独家セ第34号 平成13年4月1日：抜粋)

(競争参加者の資格)

- 第7条 理事長は必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他について契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者の資格を定めることができる。
- 2 理事長は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 3 理事長は、前項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。
- 4 理事長又は契約責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、別に定めるところにより、前項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができるものとする。

(競争に参加させることができない者)

- 第8条 理事長又は契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。
- 一 契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

- 第9条 理事長又は契約責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期限を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額が確定する場合において、虚偽の事実に基づき当該代価の請求を故意に過大な額で行った者
 - 七 この項（この号を除く。）の規程により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 理事長又は契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 理事長又は契約責任者は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争に参加させないことができる。
- 4 理事長又は契約責任者は、一般競争入札に国の競争参加資格をもって参加する者のうち、国により指名停止措置を受けている者を参加させないことができる。

(指名競争に付することができる場合)

第22条 会計規程第52条第2項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が100万円を超えない物件の売り払いをするとき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 第1号から第5号以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

2 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約によることができる場合)

第27条 会計規程第53条第1項第1号において規定する競争を許さないときとは、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき
- 二 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき
- 三 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき
- 四 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき

2 前項各号、会計規程第53条第1項第2号及び第3号の具体例は別表3のとおりとする。

3 会計規程第53条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 二 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 三 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 四 予定価格が50万円を超えない物件の売り払いをするとき。
- 五 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
- 六 第1号から第5号以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
- 七 運送又は保管をさせるとき。
- 八 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- 九 外国で契約をするとき。
- 十 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき
- 十一 センターの生産物に関する物品を売り払うとき。
- 十二 罹災者又はその救援を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けするとき。
- 十三 事業運営上特別な必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。

4 理事長又は契約責任者は、競争に付しても入札者がいないとき、又は、再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。

5 落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。

6 前4項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

(落札結果等の公表)

第38条 理事長は、センターの支出の原因たる契約（センターの行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が第27条第3項第1号、第2号、第3号又は第6号を超えないものを除く。）を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内にセンターのホームページで公表しなければならない。ただし、独立行政法人家畜改良センターの物品又は特定役務の調達手続きの特例を定め

る規程（13 独 家 せ 第 3 5 号）第 3 条の規定に係るものは除くものとする。

- 2 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも 1 年が経過する日まではホームページに掲載しなければならない。

別表3（第27条第2項関係）

- 契約事務取扱規程第27条第1項各号に係る具体例
 - 一 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるものであるとき
 - ア 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
 - イ 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
 - ウ 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
 - 二 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき
 - ア 研究・実験を行う場合における機器の互換性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき
 - イ 他の研究機関と共同で研究を行う場合における当該研究機関が使用する特殊機器との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器であって、販売業者が一に限定されるものを当該業者から購入するとき
 - ウ 上述の特殊機器の維持管理又は修理であって、当該機器の製作者しか行うことができないと認められるものを当該製作者に行わせるとき
 - エ 電算システムの改造、増設、改良、保守、点検であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有するシステム開発者にしかできないと認められるものを当該システム開発者に行わせるとき
 - オ 飼料の購入で、家畜改良のために不可欠な代替性のない特殊な製品であって、販売業者が一に限定される製品を購入するとき。
 - 三 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は性質のものであるとき
 - ア 当該場所でなければ法人の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される土地や建物を購入又は賃借契約（当該契約に付随する契約を含む。）するとき
 - 四 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき
 - ア 官報の印刷
 - イ 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
 - ウ 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）
- 会計規程第53条第1項第2号（緊急の必要により競争に付することができない場合）の具体例
 - ア 天災地変、家畜伝染病等の予見不可能な非常緊急の場合において、直ちに施設等の修繕、物品等の修理及び購入する必要があるとき、その他の競争に付しては契約の目的が達成できないと認められるとき
- 会計規程第53条第1項第3号（競争に付することが不利と認められる場合）の具体例
 - ア 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れにおいて、当初予期し得ない事由の発生により、現在の契約に直接関連する契約が追加的に必要となった場合であって、現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利と認められるとき